滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例相談・解決の仕組みイメージ図

資料2

相談機関の

調整を経て

もなお解決

しない場合

にあっせん

案の提示

く、事業者等からの相談にも対応

地域アドボケーター (地域相談支援員)

福祉圏域ごとに複数名配置(全県で30名程度)

差別に気づかない、差別を受けても声のあげられない障害者に 寄り添い、相談員につなぐ

①相談

②助言・調整、

調査、意見聴取

③知事へあっせん の申し立て

相談に応じ、解決 に向けた助言・調 整等を行う 市町の相談窓口等 との連携

障害者差別解消相談員(専門的・広域的な相談窓口) ※県庁内に2名配置



市町の

相談窓口・機関

既存の

相談窓口·機関·事業所

既存の機関

行政 障害福祉課 、各県保健所 、子ども 家庭相談センター、精神保健福祉センタ 一(知的障害者更生相談所)、リハビテー ションセター (身体障害者更生相談所) |委託先||滋賀県権利擁護センター、発達障 害者支援センター、高次脳機能障害支援 センター 、精神障害者地域生活支援セン ター、難病相談・支援センター、障害者 社会参加推進センター、障害者生活支援 センター、障害者働き・暮らし応援セン ター

指定管理先障害者福祉センター、聴覚 障害者センター、視覚障害者センター

②'必要に応 じ助言

4調査、 あっせん案の提示

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会 ※知事の附属機関

- ①委員会を知事の附属機関として位置づけ、委員は障害者、学識経 験を有する者等で知事が委嘱した者 20 名以内で構成
- ②障害者差別解消の推進等に関する事項の調査審議や、相談員への 助言・監督、相談で解決しない場合のあっせん案の提示等を行う
- ③あっせんについては、委員会委員の一部と専門委員(専門の事項を 調査・審議する必要があるときに設置) で構成する部会が行う
- ④委員会は障害者差別解消法に基づく障害者差別解消支援地域協議 会(H28.8設置)の機能を併せて有する

⑦公表

勧告によっても 解決しない場合



⑥勧告

あっせんによっても 解決しない場合

知事

⑤勧告 の求め